

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号。以下「漁特法」という。）において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあっせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるように努めるものとされている（漁特法第 12 条）。

このため、離職を余儀なくされた者のうち、再び船員となろうとする者については、漁特法第 13 条の規定に基づき地方運輸局において、船員以外の職に再就職しようとする者については、平成 30 年 6 月 30 日までの間、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 18 条及び雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「雇対則」という。）附則第 2 条から第 4 条までの規定に基づき公共職業安定所において、それぞれ漁業離職者求職手帳を発給するとともに、職業転換給付金を支給し、離職者の再就職の促進と生活の安定を図ることとしている。

最近の我が国の漁業をめぐる状況をみると、水産資源の状況の悪化、魚価の低迷等厳しい状況が続くことが見込まれ、今後においても引き続き漁業離職者が発生することが予想されている。こうした状況に鑑み、今後とも引き続き漁業離職者対策を実施していく必要があることから、雇対則附則に規定されている有効期限を延長することとする。

2. 改正の概要

これまでの有効期限の延長期間及び国際情勢の変化に伴い発生する漁業離職者の見通しが立てられる期間等を考慮し、雇対則附則第 2 条に規定する職業転換給付金の支給の有効期限並びに雇対則附則第 3 条及び第 4 条に規定する漁業離職者求職手帳の発給の有効期限を、それぞれ平成 30 年 6 月 30 日から平成 35 年 6 月 30 日まで 5 年間延長するとともに、その他規定の整備を行う。

3. 根拠法令

雇用対策法第 19 条第 1 項及び第 28 条第 1 項

4. 施行期日等

公布日 6 月中旬

施行日 公布日